

小池都政は「死に体」化の分岐点

豊洲移転決定は問題の終結ではない オリンピック開催都市としての複合災害対策を

伊藤 久雄（認定NPOまちぼつと理事）

小池都知事の任期は2020年7月30日まで。ちょうど任期を折り返したところだが、山積する課題に汲々として2年前に当選したころの勢いは完全に失っている。最近の都政の課題を中心に現状を考えてみたい。

10月11日まで、残された期間はわずか

まず、豊洲移転問題である。さる7月30日、豊洲市場における土壌汚染追加対策工事に対する確認調査結果等について、専門家会議（豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議）が開催され、「東京都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確認された」として記者会見が行われた。またこの専門家会議の評価を踏まえ

て翌31日、小池知事は豊洲市場について「安全宣言」を行い、8月1日、東京都として農林水産大臣に対して「築地から豊洲への移転」について認可申請を行った。

この「安全宣言」は、私には「小池包囲網」に屈した結果にしか見えない。なぜなら、今回約38億円を費やして行った土壌汚染追加対策工事も、「無害化できない」ことが前提の工事であったからである。小池知事は昨年6月17日築地市場を訪問し、市場業者らと面会。知事は豊洲市場の地下水から環境基準値を超過濃度の有害物質が検出されている現状について、「無害化」の約束を守っていないとして謝罪したのだが、汚染状況は追加工事が完了した現在でも、まったく変わっていないのだ。

このような現状のもと8月1日、「築地市場営業権組合」と「築地女将さん会」は連名で、農林水産省に「移転の認可申請を受理しないよう求める要請書」を手交し交渉を持った。築地市場営業権組合は、「築地市場内の各事業者に営業権があることを確認し、卸売市場の移転等が計画される際に、組合員が営業権に基づく正当な権利者として交渉権・発言権を行使できるようにする」ことを目的に、今年6月21日に結成された団体で、結成当初で約100事業者が、8月1日時点では約140の事業者が加わったとされている。

築地市場営業権組合の動向は10月11日の豊洲への移転をにらんで注目されているが、農林水産省への要請では主に次の諸点を強調した。

○ 豊洲新市場用地の土壤汚染対策は「科学的見地に基づく万全の対策」とはなっていない。地下水管理は目標水位まで下がっておらず、「全て除去」するはずだったベンゼンやシアンも、どれほど残っているのか調査もできない状況となっている。

○ 築地女将さん会が本年3月～4月に行った『緊急アンケート』によれば、東京都による土壤汚染対策は「信頼していない」が92・0%となっており、到底「理解を得る」

と言えるものではない。

○ 同アンケートでは「土壤汚染」「床積載荷重問題」「交通アクセス」「物流」「駐車場の不足」「経営持続性」など多くの問題が指摘されているが、現在までのところ何一つとして解決の目処すら立っていない。また「衛生計画」も完全に崩壊している。

○ 築地市場の移転が実際に行われた場合、各事業者の持つ「営業権」に大きな影響を及ぼすのは明らかである。にもかかわらず、現在までのところ補償については一切話し合われていない。公共事業が財産権を侵害した場合、補償が義務付けられている。補償の手続きを経ずに移転事業を進めるのは違法行為ではないか。

○ 東京都は『新市場建設協議会』など、業界団体の合意で移転事業を進めている。しかし、「営業権」を持っているのは協同組合ではなく個々の事業者である。従って東京都の進め方は「無権代理行為」でしかなく、正当な権利者と交渉をする必要がある。

農林水産省に対しては、以上のような状況のまま、10月11日に移転するなど到底不可能であること主張し、東京都からの認可申請を受理しないこと、築地市場営業権組合も

参加するオープンな説明会を開催するよう東京都に促すよう求めた。農林水産省は交渉の中で、個々の事業者に営業権があることを認めている。

しかし小池都政の対応は、千客万来施設の建設をオリンピック後の建設で合意されている（東京都が自前で建設する暫定施設がどうなるのかも課題である）。「移転後の築地再整備」もオリンピック後である（築地はオリンピック開催時の駐車場として利用される）。つまりは、オリンピック・パラリンピックの開催が「絶対条件」として小池知事の判断を支配したといえるのである。

異常気象と巨大危機が東京を襲う？

一 昨年の広島豪雨、昨年の九州北部豪雨、そして今年の上西日本豪雨は、斜面崩壊（山崩れと森林の崩壊）、砂防ダムの決壊など、かつてない危機的状況をもたらした。現在のマスコミの論調は、避難指示などの避難対応にとらわれ過ぎていくように思われるが、本質的には線状降水帯といわれる積乱雲群が数日にわたって同じ地域を襲うような、かつて経験したことのない豪雨と、それによってもたらされる「国土の破壊」であると私は考えている。

酷暑による脱水症状の多発も異常であるが、もちろん、

東日本大震災以後の地震の頻発も脅威の一つである。熊本地震や今年の大阪北部地震だけでなく、まさに『大地動乱の時代』（石橋克彦著・岩波新書、1994年）が本格的に到来したことを思わせる地震が続いている。そこで重要なのは「複合災害」である。東京都の「複合シナリオ」は、次の二つを想定している（首都直下地震等による東京の被害想定、2012年4月公表）。

第一は、浸水被害の拡大である。津波の発生を伴う元禄型関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性があること。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が考えられるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

第二は、急傾斜危険地区等における被害の増加である。都内には、急傾斜危険地区等が分布しており、危険区域内に多くの居住世帯が存在している。仮に地震時に斜面崩壊等が生じなかった場合においても、地盤の緩みやひび割れ等が生じている場合もあり、特に、地震発生時期が梅雨期間前であった場合などには、その後の長雨や集中豪雨により、斜面崩壊等が生じる可能性がある。

特別区では、たとえば江戸川区の江戸川区複合災害対策（2013年8月）は、江戸川区にとつての3・11、それは地震・洪水・高潮が短期間で発生する「複合災害」だとし、首都直下型地震が発生し、堤防や水門等の機能が低下している中で、巨大台風の襲来による高潮が重なった最悪の状況となるシナリオを想定している。

□ 複合災害のシナリオ

○第1段階…台風の襲来に先行して巨大地震が発生し、堤防・水門が損傷

○第2段階…巨大台風が最悪なコースで襲来し、高潮による河川氾濫が発生（旧江戸川決壊、新中川決壊）

○第3段階…荒川や利根川流域で高潮と同時期に洪水による河川氾濫も発生（荒川決壊、江戸川決壊）

□ 複合災害時の対応

最悪の災害が起こると、予想以上に深刻な事態が発生。そこで、早い段階での江戸川区外への広域避難が最優先になる。

↓ 移動可能な早いタイミングで区外へ避難することが必要不可欠

□ 区内に取り残された場合

多くの人が区内の浸水区域に取り残されれば、救助の手

は無くなる。ライフラインも止まり、一時的に命の危険を回避したとしても、場合によっては命の危険にさらされてしまう。

↓ 水の上に取り残された状況で生き延びるための備えが必要不可欠

しかし、「移動可能な早いタイミングで区外へ避難することが必要不可欠」「水の上に取り残された状況で生き延びるための備えが必要不可欠」といわれても、はたしてどれだけの方が「わが身の事」として考えるだろうか。

また、東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、2015年10月に同地域における大規模水害時の避難対応を検討することを目的とした「江東5区大規模水害対策協議会」を設置し、「江東5区大規模水害避難等対応方針」を策定している。

この「対応方針」は、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像や現段階における対応方針をとりまとめている。

このような問題意識はきわめて重要なことではある。問

題は、江東5区に居住する人々がこのような対策や方針をまったくといっていいほど知らないことであり、行政の側も紙の上の対策、方針に過ぎず、具体的な施策にするような状況にないことである。

斜面崩壊（山崩れ）は、奥多摩や桧原、高尾などの地域では他人事ではない。これら地域で斜面崩壊が発生すれば、多摩川およびその支流などの氾濫につながる恐れがあると私は考えるが、そのような危機感が多摩地域の自治体には感じられない。

そこで問題となるのが、2020年のオリンピック・パラリンピックである。現在議論されているのは「酷暑対策」であり、サマータイムなどというどうしようもない愚策が提起されているくらいである。「酷暑対策」が重要でないというのではないが、異常気象と巨大危機が東京を襲った場合の対応を真剣に議論することがより重要だと考える。私が小池知事に期待するとすれば、そうした議論のリーダーシップをとることである。

「死に体」になるかならないかの正念場

小池知事は今年に入って、障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（2018年10月施行）、受動喫煙

防止条例（全面施行、2020年4月）などを制定した。受動喫煙防止条例は、国の健康増進法改正より規制が厳しいが、オリンピック開催都市としては当然のことである。しかし、昨年の公文書管理条例と同様、障害者差別解消条例は課題が多い。また今後、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例やLGBT差別解消を目指す条例などの制定も目指すが、これら条例もオリンピック開催のためのインフラと考えるべきである。

一方、都政改革の目玉の一つであった「入札契約制度改革」も、「1者入札の中止」が本格実施にあたって廃止（実施せず）に追い込まれるなど、看板政策のほころびが目立つ。築地市場の豊洲移転がまさに正念場であるが、仮に10月11日の豊洲移転が実現できたとしても、移転が問題の終結ではない。課題は何一つ解決されないままだからである。小池知事は課題を放置したまま一瀉千里オリンピックに邁進し、2期目に挑戦するつもりだろうが、それが「死に体」につながる可能性も大いにあると私は思う。